

障害児福祉手当のあらまし

令和6年4月改訂

【対象となる人】

20歳未満の在宅で、日常生活において常時特別な介護を必要とする重度の障がいのある人。

※ 3歳未満の人は、障がいの程度により対象とならない場合があります。

なお、対象者が以下に該当する場合、資格を失うため手当を受給できません。資格を失った状態で届出なく受給していた場合、手当を遡って返還していただきます。

- 20歳に到達した場合 ※特別障害者手当に切替できる可能性あり
- 福祉施設で生活する(施設入所した)場合 ※対象外の施設あり
- 障がいの状態が基準に該当しなくなった場合
- 障がいに係る公的年金を受給した場合

【申請に必要なもの】

1. 障害児福祉手当認定請求書
2. 障害児福祉手当所得状況届
3. 特別障害者手当診断書（申請の当月又は前月に作成されたもの）
※ 上記の期間内に他の手当や障害者手帳の更新等で診断書を作成された場合、代用できる可能性があるため、障がい福祉課にお問い合わせください。
4. 対象者本人名義の預金通帳（口座番号等をコピーしたもの）

【所得制限】（令和4年1月～12月の所得）

下表の金額以上の所得の場合、令和6年7月分まで手当の支給はされません。

※ 扶養義務者とは、対象者本人と生計を同じくする18歳以上の父母、祖父母、兄弟姉妹のうち、最も収入の多い人（学生を除く）

扶養者の数	対象者本人の所得	配偶者・扶養義務者の所得
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人以上	1人につき38万円加算 老控配、老扶養に10万円 特定親族に25万円加算	1人につき21万3千円加算 老人1人に6万円加算 但し老人扶養親族のみの場合は－1人

【手当額】

月額 15,690円（令和6年4月分より）

【支給日】

支給日は年4回です。3か月分の手当をまとめて受給者の通帳へ振込みます。

※ 支給日が土・日・祝の場合は、その前の平日に振込みます。

※ 申請日の翌月分から支給開始となります。

5月10日（2、3、4月分）

8月10日（5、6、7月分）

11月10日（8、9、10月分）

2月10日（11、12、1月分）

【障がいの再認定】

障がいの状態について、数年ごとに再認定が必要な人がいます。再認定時期の数か月前に障がい福祉課から通知しますので、下記の書類を提出してください。

1. 障害児福祉手当再認定請求書
2. 障害児福祉手当診断書（再認定時期の当月又は前月に作成されたもの）

※ 注意事項については表面の新規請求と同様です。

【所得状況届】

手当の受給者は、毎年8月に前年の所得状況を届出する必要があります。この手続きをしないと、8月分以降の手当を受給することができません。

7月頃に障がい福祉課から通知しますので、お手続きをお願いします。

【変更及び資格喪失】（該当者は障がい福祉課で手続きしてください。）

- 住所・氏名を変更する場合 : 住所・氏名変更届
- 振込口座を変更する場合 : 口座申出書
- 市外へ転出する場合 : 住所変更届、転出証明書
- 受給者が福祉施設に入所する場合 : 資格喪失届
- 受給者の障がいの状態が軽くなった場合 : 資格喪失届

※ その他、ご不明な点等がありましたら下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒410-8601

沼津市御幸町16-1

沼津市役所 障がい福祉課 給付係

TEL : 055-934-4829

FAX : 055-934-2631